法人協

第17号
2012年11月発行

社会福祉法人　東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

〔もくじ〕

生活困窮者の生活支援に向けた施策検討の動向（「生活支援戦略」の検討）…… 3
取材報告　法人本部機能の強化に向けて　多摩養育園における取り組みから…… 6
社会福祉法人のルーツを探る（友愛十字会）…… 9
社会福祉法人協議会　平成24年度　これまでの取り組み状況 ……12

社会福祉法人運営が望ましい母子生活支援施設

社会福祉法人共生会理事・ふたばホーム施設長
東社協母子福祉部会長　大澤　正男

はじめに

母子生活支援施設を運営する社会福祉法人は全国的にも少数です。また、社会福祉施設の中でもあまり知られていない施設の一つだと思います。それは同時に母子家庭に対する理解もあまり深まっていないように思われます。

ここ数年来の年間の離婚件数は約25万組前後です。その内20歳未満の子どもを抱える有子離婚は約６割です。親権者の約８割が女性であることから母子家庭の出現率は高くなります。現に当法人が運営する学童保育クラブを活用する家庭の半分は母子家庭です。母子家庭は就労しなくてはならないので必然的に多くなることは理解できます。ですから昔に比べて母子家庭はマイナーではなくなっています。しかし、今でも社会的差別や構造的差別があり、母子家庭にとっては住みづらい社会です。

母子世帯の約８割が就労していますが平成22年の母親の平均年間就労収入は181万円（厚生労働省調査）と世帯平均の半分以下です。結婚や出産によって離職した既婚女性が退職前のキャリアを活かした仕事に就くことは非常に厳しく、ましてや母子家庭の場合は夫の協力がなく、その上で育児と家計の主な稼ぎ手として２つの役割を持つため、就職そのものが難しい状況にあります。

１．母子生活支援施設とは

母子生活支援施設は児童福祉法に基づく児童福祉施設です。「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」施設です。

さらに、児童福祉法では「都道府県等は、（中略）保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない」とし、さらに母子の保護にあたっては児童の福祉を主眼とし、母子生活支援施設が「社会的養護」を担う施設であることを示しています。

２．利用者の状況

施設の利用者は、未婚（非婚）や離婚などの配偶者のない女性の他に、DV、児童虐待、夫からの遺棄や夫の行方不明・拘置などにより、夫婦が一緒に住むことができない事情にある女子で、養育すべき児童を有している世帯です。

児童福祉施設であることから０歳から18歳に至るまでの子どもを対象とし、妊産婦を含む全年齢層の子どもであることから、その心身の発達や発育の成長は一人ひとり異なります。また、子どもの生活体験も様々であり、その環境や大人との関わりが心身の成長に影響を与えることを踏まえ、子どもの状態に応じた支援を行っています。

児童福祉施設でありながら、母親が共に生活していることが重要な視点です。母親の年齢は16歳から60歳代までと子ども以上に年齢幅が大きく、抱える課題も様々です。母子生活支援施設はこれらの幅広い年齢の多岐に亘る課題を抱えた世帯に対して日常生活支援を中心として「生活の場」であることに軸足を置いた支援をしています。

３．利用者の厳しい実態

利用者の半数がDV被害者（平成21年度新規利用者世帯の利用理由は「夫などの暴力」49.6％）です。また、41.4％の児童が何らかの虐待を受けたことがあります。そして母親の24.1％、子どもの12.5％に何らかの障がいがあり、PTSDなどによるうつ状態や感情のマヒなど、通常の社会生活を営むうえで困難を伴う場合が多く、専門的な相談支援･心理的支援が必要です。

４．施設の状況

全国には265か所あり、4,056世帯、10,608人の子どもとその母親が生活しています（平成20年厚生労働省調査）。そこで社会福祉法人が運営する多くの施設に母子支援員、少年指導員、被虐待児等個別対応職員、心理療法担当職員などの専門職員が配置され、相談支援や心理支援を行うとともに安心・安全な生活環境を保障し、家族の生活の支えや、子どもの育ちを保障しています。

しかし、公立公営の施設の多くは適正に職員が配置されておらず、施設長が本課の課長と兼務であったり、夜間は職員が不在であったりで利用者に必要な時に対応ができていない状況です。原因と考えられることは全国の55か所の公設公営中､42施設（74.5％）が暫定定員施設です。これでは基準通りの職員が配置できず、利用者の母子家庭に十分な支援、援助ができません。そのためには運営を市町村から社会福祉法人へ移管し、利用者中心の施設に切り替えていく必要があります（東京都内においては、平成15年度から施行された指定管理者制度により、すべての公立施設は社会福祉法人の運営に変更されました）。

おわりに

少子化や地域社会のつながりの喪失が一因となり、DV被害や児童虐待などが増加し、社会問題になっています。また、近年の経済情勢・雇用の不安定は弱い立場にある母子世帯をより厳しい貧困生活に追いやっています。

そうした中で、母子生活支援施設は深刻な状況にある子どもと母親が安心・安全な環境の中で心と身体を癒され、母は子育てのスキルを磨き、明日にでも意欲を回復する場として、また子どもたちは、情緒の安定や大人への信頼の回復、学力の向上など未来に向けての力を蓄える場としての機能を担っています。

また、差別や貧困に苦しんでいる地域の母子家庭への支援が必要です。社会福祉法人が運営する施設では地域支援事業として施設設備を地域に開放したり、電話相談、トワイライトステイ、ショートステイ、学童保育事業を実施しています。地域に密着した社会福祉法人は、このような事業が展開できることから今後においても公立公営施設の民間運営は強く求められていくと思います。

■ 社会福祉法人を取り巻く制度の動向

生活困窮者の生活支援に向けた施策検討の動向（「生活支援戦略」の検討）

検討の背景・経緯

日本国内の生活保護受給者は本年７月現在で212万人、受給世帯は154万世帯を超え、いずれも過去最多の結果となっています。近年は稼働層の受給者の急増、高齢化に伴う高齢者世帯の受給者の増加に加え、年収200万円未満の給与所得者の割合や非正規労働者の割合の増加など生活保護に至るリスクのある経済的困窮状態にある人が増加するなどの特徴も見られ、大きな社会問題になっています。

本年２月に閣議決定された「社会保障･税一体改革大綱」の中でも貧困･格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）が改革の方向性の一つとして示され、「生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略（名称は今後検討）を策定する」ことが明記されました。

そのため、本年４月に社会保障審議会の中に専門の部会として、学識経験者、地方自治体首長、現場で支援する社会福祉法人やNPO等から構成される「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（部会長：宮本太郎北海道大学大学院法学研究科教授）が設置され、生活困窮者や孤立者の抱える課題や生活保護制度の課題等について全体的な議論を行った上で、生活困窮者・孤立者対策及び生活保護制度の見直しについて、具体的な制度設計の検討を行うことになりました。

特別部会で進められている検討の方向性

「生活支援戦略」は生活困窮者対策と生活保護制度の見直しの大きな２つの柱から検討が進められています。７月には厚生労働省から「生活支援戦略」の中間まとめが出され、生活困窮者支援体系の確立に向けては、①経済的困窮者・社会的孤立者の早期把握、②初期段階からの「包括的」かつ「伴走型」の支援態勢の構築、③民間との協働による就労・生活支援の展開、④「多様な就労機会」と「家計再建＋居住の確保」等の新たなセーフティネットの導入の検討、⑤ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化、⑥「貧困の連鎖」の防止のための取組、⑦「地域の力」を重視した基盤・人材づくりと政策の総合的展開、また生活保護制度の見直しでは、生活保護給付の適正化、就労・自立支援の強化を図りつつ、①生活保護基準の検証・見直し、②指導等の強化、③「脱却インセンティブ」の強化、等について検討を進める、という方向性が示されました。とりわけ、生活困窮者支援の中では、縦割りでない包括的な総合相談体制の強化、初期段階から「谷間」のない総合相談や「待ちの姿勢」でない訪問型支援（アウトリーチ）の展開、NPOや社会福祉法人、消費生活協同組合、民間企業、ボランティア等の「民の力」との協働による就労・生活支援事業の展開などが具体的に挙げられています。

さらに、９月28日に開催された第８回特別部会では「『生活支援戦略』に関する主な論点（案）」として今後検討すべき事項について示されました。そのうち、「総合的な相談支援の在り方」については総合的な相談支援センターの対象者と具体的な機能や役割、福祉事務所との役割分担、設置や運営の主体についての地方自治体や地域の中の社会福祉法人、NPO法人等の役割等について、「中間的就労の在り方」の論点の中では対象者像や社会福祉法人の果たす役割等

についても挙げられています。

特別部会は10月末日現在で計９回開催されていますが、今後、厚生労働省では特別部会における議論を経た上で、年内までに最終のまとめをし、来年の通常国会への関連法案の提出を視野に入れている模様です。

社会福祉法人のかかわりの期待

特別部会の議論の中では社会福祉法人への期待や役割等についても触れられておりますが、全国社会福祉施設経営者協議会（全国経営協）が発行している「経営協情報 No10」（平成24年10月18日号）によれば、10月17日に行われた第９回特別部会の中で、委員の一人である全国経営協の武居敏副会長は、社会福祉法人の生活困窮者支援への関わりについて以下のように述べています。

・社会福祉法人は社会福祉事業の実施にととまらず「社会・地域における福祉の発展・充実」を使命・法人制度創設の原点としていることから、生活困窮者をはじめ地域の中で支援を必要としている方々に対する多様な支援の取り組みは社会福祉法人が担うべき事業と考えており、その促進を図っていく。
・行政との協働のもと、社会福祉法人は総合的な相談支援センターに積極的に関わっていくべきと考える。また社会福祉協議会との連携も欠かせない。
・社会的・中間的就労の取り組みの促進を行うが、公的施策と自主的事業の整理や非雇用の契約関係、最低賃金問題の整理等が必要である。
・社会福祉法人が積極的に取り組みを促進するために、既存制度との整理や社会福祉法人への指導監査・定款準則の扱い、資金使途制限の見直しといった基盤整備等、行政による支援が必要と考える。

また、同じく「経営協情報 No10」によると、全国経営協としては、10月５日（金）に政策会議を開催し、社会福祉法人の生活支援戦略における生活困窮者への支援に積極的に取り組むとの方針確認がなされ、課題別委員会においてもそれぞれの種別における取り組み例の集約等を始めています。社会福祉法人の側としても、生活困窮者の生活支援にどのように関わるべきか真剣な議論が求められています。

東社協・社会福祉法人協議会の取り組み

法人協においても24年度の調査研究事業の中で、要援護者への支援の背景にある社会的格差や貧困問題について理解を深めながら、社会福祉法人としてどのようなかかわり方ができるのか研究を進めております。

８月には厚生労働省社会・援護局の古都賢一総務課長をお招きし、国で進めている「生活支援戦略」や生活困窮者の生活支援に向けた施策検討の動向について伺うとともに、社会福祉法人に今後期待される役割等について意見交換をいたしました。古都課長からも生活困窮者支援における社会福祉法人の積極的なかかわりについて期待が寄せられました。

法人協では、今後も調査研究委員会を中心に、生活困窮者等の支援における問題の背景にある要因について学習を進めながら、社会福祉法人としての支援の方向性を見出していくことにしています。

※特別部会の当日資料、議事録は厚生労働省ホームページに掲載されています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi12

「生活支援戦略」の全体像

【「生活支援戦略」中間まとめ（抜粋）】

○基本目標

・生活支援戦略では、生活困窮者が**経済的困窮と社会的孤立から脱却する**とともに、親から子への**「貧困の連鎖」を防止する**ことを促進する。

・国民一人ひとりが**「参加と自立」を基本**としつつ、**社会的に包摂される社会の実現**を目指すとともに、各人の多様な能力開発とその向上を図り、**活力ある社会経済を構築**する。

・生活保護制度については、**必要な人には支援する**という基本的な考えを維持しつつ、給付の適正化を推進する等によって、**国民の信頼に応えた制度の確立**を目指す。

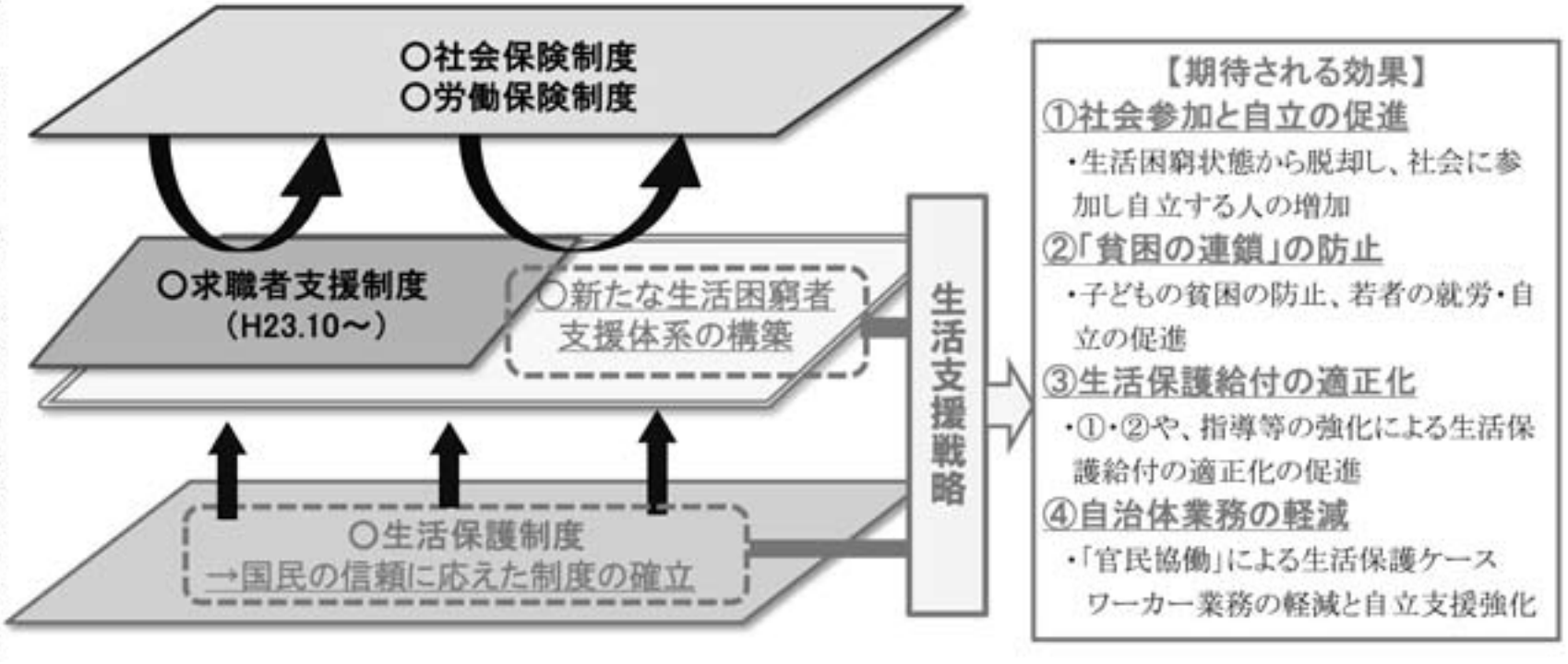

〔出所〕社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会「『生活支援戦略』に関する主な論点（案）」資料より

取材報告

法人本部機能の強化に向けて② 多摩養育園における取り組みから

社会福祉法人の本部機能の強化が求められる中、今年度の広報紙『法人協』では紙面を通して本部機能の強化に向けた現状と課題を取り上げております。

そこで、今号では、前号の村山苑に続いて、本部機能の強化に向けた取り組みを進めている社会福祉法人多摩養育園の足利正哲理事長、須崎智佳子事業部長、上野秀子管理部長、水谷泰三改築推進部長に取り組みの現状と今後の課題等についてお話を伺いました。

【聞き手】　社会福祉法人清諒会理事長　　秦　清一郎（法人協広報委員）
　　社会福祉法人勧能福祉会理事　岸　　葉子（法人協広報委員）

【多摩養育園　法人概要】

本部所在地	八王子市八木町８－11
運営施設・事業	養護老人ホーム２施設、特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業、軽費老人ホームＡ型、障害者支援施設、共同生活介護・共同生活援助事業、救護施設、保育所11施設（うち３施設は指定管理者制度による受託）、介護予防推進センター（指定管理者制度による受託）
職員数	約770名（短時間勤務職員を含む）

組織的な法人経営の必要性～法人本部ができるまで～

ー初めに、法人本部の成り立ちについてお聞かせください。

足利　当法人は、創設者である足利正明師が戦後間もなく雲龍寺の本堂を無料託児所として開放したところから始まっております。その後、昭和23年に光明保育園（現光明第一保育園）を開設したのを皮切りに、「ゆりかごから天国まで」という経営理念のもと八王子市内を中心に事業領域を拡大し、今では計18施設を経営する法人となっております。

以前は、各施設がそれぞれ独自に運営する形をとってきたのですが、平成に入り社会福祉基礎構造改革や介護保険制度施行等を控え、抜本的な改革を迫られるようになりました。そこで、法人として組織的な経営をし、職員の意識改革を図るため、改革の第一歩として全施設長会議を定期的に開き、重要事項はすべてそこでの合議により取り決めることにいたしました。

足利正哲理事長

ー具体的にはどのような改革をされたのでしょうか。

足利　まずは人事制度の改革に着手しました。トータル人事システムと称して、平成15年度から新しい給与体系の確立と人事考課制度の整備を進めました。もう一つは管理職選任のための試験制度です。従来、施設長は理事長が、主任は施設長が選任していましたが、客観性をもって平等に任用していくには、やはり試験制度が必要との結論に至ったわけです。同時に管理職については任期制を導入し、主任等の中堅職は１年任期、施設長は２年任期といたしました。

ー施設長会で特に意識されていることはどのようなことでしょうか。

足利　同じ法人内の施設ですので、全体として整合をとる必要があります。同じ種別の施設に関してはすべての面で高いレベルで同質・同レベルのサービスを提供できるよう、施設長会

を通じて各施設の連携を密にし、法人としての整合性を高めるよう努めています。

須崎　当法人施設は、八王子・小金井・あきる野・府中にあり、また八王子市内においても各施設が点在しておりますので、月に１回保育園長会、成人施設長会とそれぞれに会議を開催し、さらに全体会を月１回開催することで、情報の共有及び整合を図っております。統括施設長（統括園長）は各施設を見て回り、問題があった場合はその場で指摘をし、対策を考える機会を持つようにしています。

本部機能の体制強化と再構築について

ーその後の本部機能を強化した過程について教えてください。

足利　当初、本部には職員が全くおらず、各施設長が本部に集まって、人事、財務、サービス、総務などの担当制で事務の仕事をこなし施設長全体会ですべてを取り決めていました。しかし、これでは膨大な時間がかかること、また本来、施設長は施設にいなくてはいけませんので、本部に常勤統括施設長１名と本部事務局長１名、計２名の専任職を置くことにしました。さらに平成19年、私が理事長になった以降、新たに事業部長、管理部長、財務部長（事務局長兼務）を置き、この３人と私が常勤で本部業務に当たる体制にしました。

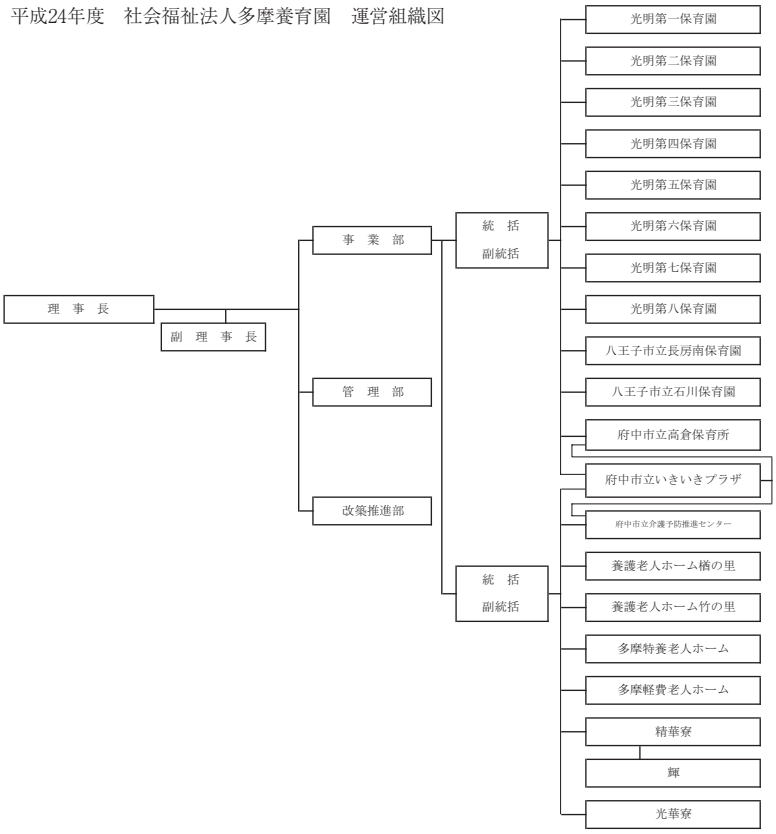

法人の運営組織図

―本部の体制も強化されていますね。

水谷　平成21年度には既に18施設になり、職員採用や研修、異動も含めて一元的な管理をしていくことが必要となり、本部機能の再構築を進めてきました。まず資金面では、監査法人と顧問契約を結び御指導いただく中で、各施設の経理区分から法人本部経理区分への資金繰入のルールの統一化を図り、事務員を含めた人員を本部に集約しました。また、従来は施設ごとに給与計算を行っていましたが、無駄も多いため、その事務を段階的に法人本部へ移管していきました。結果現在は部長３名、正規事務員６名、契約職員６名の体制で行っております。

足利　スケールメリットを生かし専門的な部分は社会保険労務士や顧問弁護士等に委託しています。１法人１施設でコンサルタント契約を結ぶのは厳しいかもしれませんが、18施設の按分で考えれば１施設当たりの費用はかなり抑えられます。

採用及び研修について

ー採用に関しては本部で一括して実施しているのですか。

足利　正規職員は本部で採用しますが、有期契約職員は現場の裁量としています。

上野　採用試験では面接をより重視していますけれど、一般常識等、基本的な部分はテストで確認しています。なお､保育士に関してはピアノの試験もあります。

須崎　原則として在勤５年以上は異動の対象となります。保育園から高齢者施設に行く場合もありますし、逆の場合もあります。もちろん本人の希望も聞きますが、最終的には個人の能力や適性を見ながら決定しています。

法人本部（事務室）の様子

ー各種研修も法人内で実施されているのでしょうか。

上野　管理・監督職と中堅層など、階層別に３～４段階ぐらいに分けて各レベルに合ったものを設定しています。各階層がそれぞれ月１回程度受ける形ですので、法人全体では年間約40回になります。

足利　将来的には研修課を立ち上げたいと思っています。研修課長１名だけでもいいので、そこに特化した部署を設置してさらなる充実を図りたいと考えています。ソフトを駆使して一人ひとりの細部までをすべて分析・数値化し、その中からリーダーを選んでいくようなことができればというのが今後の目標です。数値化された部分と人間的な面の両方を見ないとリーダーは選べません。短時間勤務も含めて800名近い職員がいると、やはり専門の部署が必要です。

ー法人理念を全職員に浸透させるのは大変な御苦労があるのではないでしょうか。

足利　社会福祉法人の存続は、その理念を継承する精神がいかに多くの職員の中に刻み込まれるかということにかかっています。全職員に対し、研修等で私から直接お話ししている部分もありますが、理念の主な継承の場は合議体だと思っています。３名の部長と理事長の部長会、その４名に副理事長と統括施設長及び統括園長が加わって経営会議を構成しています。比較的軽微なものは部長会で審議しますが、重要事項の検討や理事会への議題の提起は必ず経営会議を通します。部長会及び経営会議のメンバーも、常に変動することを前提としています。また、先ほど申し上げたように施設長も任期制ですので、年々、施設長経験者や園長経験者がふえていきます。部長会や経営会議、さらには施設長会や園長会を通して法人の理念が法人全体に行き渡り、広く浸透していけばと考えています。

今後に向けて

ー本部機能強化に向けた今後の取り組みや課題についてはいかがでしょうか。

足利　今年新たに給与人事プロジェクトと経営改革プロジェクトを立ち上げました。給与と人事考課のあり方、そして経営についてもまだまだ改善の余地がありますので、適宜、見直していきたいと思っています。次の目標は企画室の設置です。やはり新規事業を企画する専門部署が必要です。全体としては経費を抑えつつ人員を増強し、新たな分野への展開を推進する部署を、できるだけ早期につくりたいと考えています。

水谷　各法人の自助努力は当然ですが、例えば、措置費（運営費）についても本部経理区分への繰入制限等を緩和していただくなど、ある程度、財源が融通できるような形にしていただかないと、法人本部機能の充実といっても、なかなかうまく進まないとも感じています。

足利　保育園にしても老人ホームにしても、法人独自のブランドづくりをしていかないことには生き残っていけません。そのためにも、制度面においても法人本部運営がより適正に進められる仕組みを構築していただき、社会福祉法人としてより自律的な運営ができるようにしていけたらと思っています。

社会福祉法人のルーツを探る⑯

社会福祉法人 友愛十字会　専務理事　石井　晃　氏

聞き手　社会福祉法人あいのわ福祉会　理事　横内　康行
（社会福祉法人協議会　広報委員会委員）

今回は、社会福祉法人友愛十字会専務理事である石井晃氏にお話を伺いました。世田谷区砧の閑静な住宅街にある友愛十字会は、昭和25年に財団法人友愛十字会を設立して以来、身体障害者施設、高齢者福祉施設等を先駆けて設置してきました。現在は地域との交流も積極的に行いながら、合計で13の施設・事業を実施しています。

Q1 設立の経緯や当時の社会的背景についてお聞かせください。

▶終戦直後、ハワイの収容所には日本兵の捕虜が多数抑留されていました。彼らを何とか力づけ励まそうと、山崎自性住職の呼びかけのもと、現地在留邦人の方々によって慰問活動が始まりました。一方、日本国内では、復員した傷痍軍人の方々が悲惨な療養生活を送られていました。重度の障害から職につくことができず、白衣に軍帽といういでたちで街頭募金を募る人たちの姿が日常的に見られました。これを伝え聞いたハワイの人々は、次なる活動として、傷痍軍人の方々が障害を乗り越え再起できるよう激励することを思い立ちます。山崎師と相談の上、日本国内の傷痍軍人で組織された全患者同盟と連絡をとり、日本に慰問品を送る活動が開始されました。

そこから日本とハワイの間で交流が始まるわけですが、あるときハワイの方々の写真を天皇陛下にご覧いただく機会が得られ、その感謝のしるしとしてハワイから1,000ドルものお金が送られてきました。その有効な使い途を検討する中で、法人設立の動きが本格化していきます。その後もハワイからは定期的に送金があり、昭和25年５月にいただいた100万円を基金に、傷痍軍人及び身体障害者福祉更生援護事業の一歩を踏み出すこととなりました。こうして同年９月に設立されたのが「財団法人友愛十字会」です。

当時は連合国軍の統治下にあったため、昭和26年３月、三笠宮崇仁親王殿下を総裁ではなく名誉賛助員に御推戴することとなりました。三笠宮様の初代総裁への御推戴がかなったのは、日本が主権を回復した後の昭和28年11月のことです。その後、三笠宮様が御退任され、昭和49年７月に寛仁親王殿下を第２代総裁に御推戴し今日に至っております。

ところで、この「友愛十字会」という名称ですが、設立時の資料をひもといても、その由来についての記述は見当たりません。現在の法人内部には当時のことを知る人間はおらず、第２代総裁の寛仁親王殿下が御存じか、初代総裁の三笠宮様にお聞きするよりほかないだろうという話になり、昨年、寛仁親王殿下にお尋ねしたところ宮内庁からファックスが届きました。「戦後、ハワイの日系人から救援物資が届き、その受け取り手として組織ができた。海を越え、太平洋をまたがる両国の友情にちなんで「友愛」という言葉を冠し、希望の星ともいわれる、天にきらめく南十字星から「十字」をとって「友愛十字会」とした」――今思えば、これが殿下からいただく最後のファックスとなりました。

Q2

寛仁親王殿下は法人が主催する各種行事にも積極的に参加されたそうですね。

▶寛仁親王殿下には総裁御就任以降38年間の長きにわたり、当法人の身体障害者更生援護啓蒙普及事業の一環として行ってきました各種イヴェントに御臨席いただき御指導を賜りました。殿下が会長をお務めの柏朋会を初めとする10団体が一堂に会する合同運動会では、実行委員長として御臨席いただくのみならず、みずからお手を挙げられ、「僕はこれに出るよ」という感じで、多くの競技に御出場いただきました。また、宮様チャリティーボウリング大会と並行して始まった身障者ボウリング・クリニック（現身体障害者ボウリング大会）は、大会名誉会長であられた殿下の御発案によるものです。

加えて、殿下はスキーがお好きで、障害者スキー教室には、当初は毎年直接御指導をいただき、その後も節目の回には必ずと言っていいほど御指導いただいていておりました。実は、殿下のスキー仲間でいらした方にずっとコーチをお願いしていたのですが、今年２月開催の第35回をもってスキー教室自体も一定の役割を果たし、また、丁度きりのいいところということもあって、今回で終了することが決定しておりました。それで殿下からも「最後は参加するよ」とのお言葉をいただいていたのですが、御体調が悪く、おいでただくことは叶いませんでした。その後、お見舞いを兼ねて御報告に伺おうと思っていたのですが、去る６月６日に御薨去されましたことは本当に残念でなりません。法人役職員一同、衷心より御冥福をお祈りするところです。

Q3

法人設立後の「友愛十字会」の歩みについてお聞かせください。

▶まずは設立から間もない昭和25年12月、身体障害者福祉法に基づき、最初の収益事業として、当時の厚生省内に医学や薬事、保健・衛生、福祉などの専門書を初めとする各種書籍を販売する「友愛書房」を開設しました。身体障害者の社会参加促進を図る観点から、その後も各所に売店や作業所を設置していきましたが、所期の目的を達したことや経営が厳しかったことなどから順次閉所していき、今は友愛書房だけが厚生労働省の地下１階で営業を継続しています。

設立２年目に当たる昭和27年５月、社会福祉事業法の施行に伴い「財団法人友愛十字会」は「社会福祉法人友愛十字会」に組織変更し、以降、時代の要請に応じて事業内容や施設形態の転換・充実を図っていくことになります。

過去、世田谷のこのあたりは軍関係の病院やその関連施設がまとまってあった地域で、今の法人本部がある場所にはもともと陸軍病院の病舎があり、私どもが払い下げを受けてこれを使わせていただいておりました。もとの建物をほぼそのまま利用して、寝泊まりする場所のない傷痍軍人の方々のための宿所提供施設を運営していましたが、傷痍軍人の皆さんもだんだんと自立・転居されましたので、宿所提供施設は昭和43年をもって閉所することとなりました。

それと相前後して、昭和31年に養老施設「友愛ホーム」、昭和37年に身体障害者授産施設「世田谷更生館」を開設するなど、もう一本の柱であった身体障害者及び高齢者支援事業に注力してまいりました。昭和39年には老人福祉法の施行に伴い「友愛ホーム」が養老施設から養護老人ホームに変わりますが、その後も昭和49年に特別養護老人ホーム「友愛荘」や昭和53年に重度身体障害者授産施設「友愛園」などを順次開設していきました。

平成に入ってからは身体障害者向けの福祉ホームやデイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センターを開設するなど、さらなる変遷を経まして、現在では世田谷区、板橋区、千代田区、町田市で、それぞれ直営事業として、身体障害者施設を５施設、老人福祉施設を６施設、及び友愛書房を加えた計12の施設や事業を実施しています。これらに加え、平成21年４月より港区の指定管理事業として港区立障害保健福祉センターを運

営しております。

Q4
法人としてこれまで大切にしてこられたことは何ですか。

▶昭和31年に友愛ホームを開設した背景には、収益を上げないことには法人全体の運営が立ち行かないという面もありましたが、やはり友愛十字会としてなすべき事業は一体何なのかということが根本にありました。身体障害者と同様、高齢者も社会的弱者であることに変わりはありません。また、身体障害者の方も年々高齢化していくわけですし、お年寄りの中には体の不自由な方が多数おられます。養老施設ないし養護老人ホームの運営、そしてその後の特別養護老人ホーム等々の開設は、高齢化社会の進展を見据えての事業展開というより、必要に迫られての、ごく自然な流れによるものでした。

もともと傷痍軍人救済のために寄せられたお金を基金としてつくられた法人ですので、当初から障害者福祉というものが中心にあり、それが現在まで脈々と続いています。とはいえ時代の移り変わりとともに求められるものも少しずつ変わってきましたので、それに応じて施設形態や事業内容を見直しつつ、現在に至っているというのが実情です。

今ある理念やビジョンは最近になって明文化されたものですが、設立当初からの思いは何ら変わっていません。私たちは、まず、法人理念として「人権尊重」、「自助･共助」、「品質」の３つを掲げています。品質というのは福祉サービス品質、経営品質、授産製品の品質を指し、より高いレヴェルでそれらを提供できるよう努めています。また、経営理念として「顧客本位」、「独自能力」、「職員重視」、「社会との調和」を掲げ、経営ヴィジョンを“社会福祉法人友愛十字会は、高い「サーヴィスの質」で信頼される組織を目指す”としています。利用者の信頼と満足を得ることを第一の目標とし、各施設ではより具体的な目標を設定して個々の事業に当たっています。これを徹底するため、法人内に教育委員会を設け、全職員に対し定期的に教育・研修活動を行うとともに、身分証明書の裏に「理念とヴィジョン」を印刷して皆が常に携行するようにしています。

このほか「福祉サービス品質方針」や「個人情報保護に対する基本方針」、「リスクマネジメント方針・行動方針」などを策定し、平成21年、直営の11施設で「ISO9001：2008」の認証を取得いたしました。

Q5
今後に向けての課題や、これからの事業展開についてお聞かせください。

▶地域との交流及び地域社会への貢献に関しては、今後ますます重要になっていくものと思っています。例えば地域防災に関しては町会と防災協定を結んでおり、毎年、合同訓練をするなど、いざというときに備えています。当法人の施設の幾つかは災害時二次避難所の受け入れ施設となっており、近隣の、特に高齢者や障害者の方々に来ていただけるよう、食料品を初めとする物品の備蓄に努めています。

それからもう一つ、私どもが取り組んでいかなくてはならないこととしてターミナルケアの問題があります。今は病院で亡くなる方が多いですが、施設に慣れ親しみ、施設で看取られたいという方に対しては、できるだけその手助けをして差し上げたい。そのために、今、医療体制の強化を考えています。また、当法人では現在、デイサービスで重症心身障害者の方を受け入れていますが、御家族の側の高齢化が進んでいるため、重症心身障害者向けの入所施設をつくってほしいという希望が寄せられています。昔は親御さんより御本人のほうが早く亡くなるのが普通でしたが、医学の進歩により重度の方もかなり長生きされるようになっています。公費に依存することは難しいので自力で造るしかないわけですが、経営がうまくいかなかったら法人そのものの存続にかかわります。どれくらいのニーズがあって、どれだけの財源を投入すればいいのか。行政や地域の方々とも相談をしながら、今、慎重に検討を進めているところです。

社会福祉法人協議会　平成24年度　これまでの取り組み状況

■　福島県いわき市被災法人への視察研修を実施いたしました

法人協研修委員会では、本年９月に、法人協役員等９名の参加により、福島県いわき市にある、東日本大震災により多大な被害を被った４つの法人への視察研修を実施いたしました。視察は１泊２日の日程で行われ、保育所を運営する社会福祉法人、特別養護老人ホーム等を運営する２つの社会福祉法人、障害者へのデイサービス等の事業を実施しているNPO 法人の皆様にお話を伺いました。

視察の中では、東日本大震災における被害状況、震災後の法人・施設が進めた様々な対応と課題、東日本大震災からの教訓等について各法人からご報告をいただき、その後参加者と意見交換をいたしました。首都圏においても大規模災害の発生が予測される中、災害発生に備えて取り組むべき事項や災害発生以降に社会福祉法人や施設が果たすべき役割等について改めて理解を深めました。なお、視察研修の内容については、会員法人間で広く情報共有を図るため、本誌第18号（平成25年３月発行予定）の紙面においてご報告する予定です。

■　平成24年度法人協第２回総会・講演会のご案内

法人協では平成24年度第２回目の総会・講演会を下記日程で開催いたします。ぜひご予定ください（開催通知は各会員法人本部に発送済です）。

・日　時　　平成24年12月14日（金）午後２時～４時50分（午後１時30分より受付）
・講演会テーマ　「変革期にある社会福祉　－福祉経営者に求められるもの－」
・講演会講師　　東京都社会福祉協議会会長　古川　貞二郎
・会　場　　飯田橋セントラルプラザ12階会議室
※なお、第３回総会は25年３月８日（金）を予定しています。

編集後記

「法人本部機能強化に向けて」の取材では、多摩養育園さんに伺いました。多摩養育園さんへ伺った時の印象は、足利正哲理事長先生をはじめ経営層の方々が法人の経営理念を職員各人に浸透させるために様々な努力や工夫を行っていること、職員の能力を向上させるために法人本部が中心となって、人材育成に力を入れているということを実感しました。また、時代とともに社会福祉法人の役割を出来る限り発揮できるよう、先を見越しての事業展開を法人本部で検討していることなども、とても参考になりました。

法人本部の強化といっても各法人で考え方や手法も様々です。多摩養育園さんのお話を伺いながら、自分の法人で何をすべきなのか改めて考えさせられました。

（清諒会　秦）

法人協　第17号
発　行　社会福祉法人　東京都社会福祉協議会　社会福祉法人協議会
〒162-8953　東京都新宿区神楽河岸1-1　TEL 03-3268-7192
発行人　社会福祉法人協議会　会長　髙橋　利一
編集人　社会福祉法人協議会　広報委員長　関根　陸雄
発行日　平成24年11月15日